

令和2年5月15日

遊学館なの花保護者様
遊学館なの花のぎ保護者様

社会福祉法人玉依会理事長 岸本和馬

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関して当法人各施設の対応について（第七報）

日頃より、当法人施設運営に関しご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言解除に伴う松江市の対応（利用自粛期間）について以下のとおりお知らせ致しますので、ご確認の上対応をお願い致します。

記

- I 利用自粛期間について **令和2年5月24日（日）まで**
5月31日までの延長としていましたが、5月24日（日）までに変更になりました。
よって5月25日（月）からは通常となります。
※市立学校の完全再開も5月25日
- II 延長保育の再開について 5月25日（月）より延長保育を再開致します。
- III 利用にあたって
①お子様の利用にあたってはマスクの着用をお願い致します。保護者様よる送迎はマスク着用にてお願い致します。マスクが入手困難な場合は手作りマスク等の対応をお願いします。
②発熱、咳、呼吸障害、倦怠感、味覚障害、胃腸炎症状がある場合は引き続き欠席の対応をお願いします。
③新型コロナウイルス感染者と接触している可能性を否定できない場合の利用は控えていただき、経過観察をお願いします。
④利用者本人や同居する家族について、県をまたいでの移動自粛にご協力下さい。
- IV その他 利用料の減算について、松江市が求める自粛期間以外に利用自粛をされた場合、その対象にはなりませんのでご注意ください。

以上